



SU Partners Tax Corporation

SUレター

スポーツの秋です。コロナ禍の生活では、思うように運動することは難しい状況ですが、運動不足の方は、何かできることを始めてみてはいかがでしょうか。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



SUパートナーズ税理士法人

神奈川県横浜市神奈川区金港町6-3横浜金港町ビル3階

TEL : 045-442-0851 / FAX : 045-453-2851

東京都港区赤坂2-23-1アークヒルズフロントタワーRoP701

TEL : 03-6435-5255 / FAX : 03-6435-5256

来年度の固定資産税の減免 要件となる売上は2月から10月まで

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が落ち込んだ事業者に対する救済措置として、様々な補助金や助成金の給付がありますが、税制面においても救済措置として、2021年度の固定資産税を減免する措置が設けられています。

固定資産税の減免

売上が減少した中小事業者等は、当該減少率に応じて、**2021年度**の固定資産税（都市計画税を含む。以下同じ。）を申告により減免してもらえ、制度が設けられました。

対象となる“中小事業者等”

対象となる中小事業者等とは、次の①又は②に該当し、かつ、性風俗関連特殊営業を行っていない事業者をいいます。

① 資本又は出資（以下、資本等）を**有する法人**
…当該資本金の額又は出資金の額（以下、資本金の額等）が**1億円以下**であること※

（※）次のいずれかに該当する法人は対象外

- 同一の大規模法人（資本金の額等が1億円超の法人、資本等を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額等が5億円以上の法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

② 資本等を**有しない法人**又は**個人**の場合
…**従業員が1,000人以下**であること

減免対象となる固定資産税

減免対象となる固定資産税は、次の資産に係る固定資産税です。

- ・ 事業用家屋
- ・ 設備等の償却資産

たとえ事業用であっても、**土地は減免対象外**です。

減少率に応じた減免

減免は、売上の減少率に応じて、次のように異なります。

売上減少率	減免
30%未満	—
30%以上 50%未満	2分の1
50%以上	全額

この場合における『売上の減少』とは、2020年**2月から10月**までの間における**任意の連続3ヶ月間**の売上合計額が前年同期比でどれだけ減少したか、をいいます。

2020年											
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
この間の連続3ヶ月間の合計額											

単月で比較をすると減少率が30%未満の月があっても、**合計額の比較で減少率が30%以上であれば減免**してもらえます。

また『売上』とは、事業収入となる売上高、海運業収益、電気事業営業収益、介護保険事業収益、老人福祉事業収益、保育事業収益などを指します。給付金や補助金収入、事業外収益は、『売上』に含めません。

なお、事業や店舗・事業所単位で『売上』の比較はしません。事業者単位となるため、全ての『売上』を合算した上での比較となる点に注意しましょう。

①の申告書は、後に軽減申告を行う市町村が定める申告書様式を用います。様式は全国一律ではない点に注意しましょう。

②について、テナント等の賃料の支払いを猶予したこと等による収入減少の場合には、会計帳簿以外に別途書類が必要です。

③は、個人が該当します。

(2) 軽減申告

発行を受けた申告書及び当該発行を受けるために認定経営革新等支援機関等に提出した必要書類一式を、2021年1月から同年1月末日までに、固定資産税を納付することとなる市町村へ提出（軽減申告）します。

この場合、納付する市町村が複数あるときは、当該納付する各市町村へ軽減申告をします。ただし償却資産で一定の場合は、総務大臣又は都道府県知事に軽減申告をします。

軽減申告の期間は正味1ヶ月間足らずと、期間が短いことが非常に厄介です。売上の確定と前年同期との比較は早めに行い、年内に申告書の発行を済ませておくとい良いでしょう。

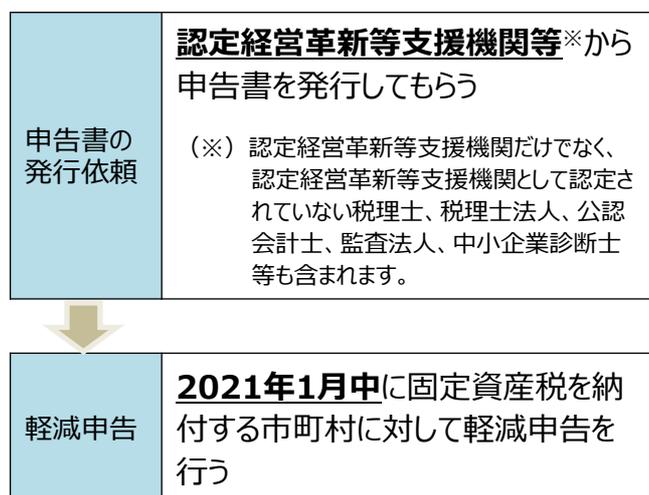
売上の減少といえ、持続化給付金や家賃支援給付金などがありますが、対象となる事業者や売上の期間、減少率などは異なります。それぞれの要件は必ず確認し、取りこぼさないようにしましょう。

なお、2020年度の固定資産税について減免はありませんが、一定の要件に該当すれば納税猶予制度の利用が可能です。

参考：中小企業庁
「新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者に対して固定資産税・都市計画税の減免を行います」<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>

手続き

減免の手続きの流れは、次のとおりです。



(1) 申告書の発行依頼

認定経営革新等支援機関等へ次の確認を依頼して、申告書の発行を受けます。

確認事項	必要書類
①対象事業者であることの確認	申告書（誓約事項）
②売上減少の確認	会計帳簿等
③減免対象となる資産の事業用割合の確認	事業用割合が分かる、所得税青色申告決算書、収支内訳書等



改めて確認したい 休憩時間の基礎知識

労働時間を管理する上で、意外な落とし穴が“休憩時間”です。休憩時間に業務をしていれば労働時間として扱う必要があり、賃金の不払いの問題につながります。そこで今回は、休憩時間に関する法律上の定めを確認し、従業員への休憩時間の与え方と生産性向上のための活用法についてとり上げます。

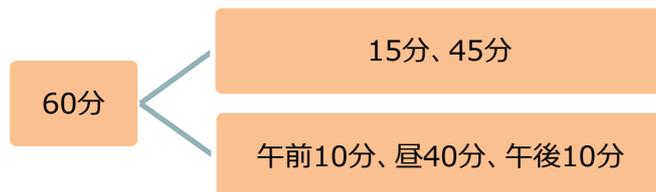


休憩時間の与え方

休憩は、次のように労働基準法で規定されています。

労働時間	休憩時間
6時間超 8時間以下	少なくとも45分
8時間超	少なくとも60分

この休憩時間は労働時間の途中で与えますが、一括して与えなければならないという定めはありません。そのため、次のように複数回にわけて与えることも可能です。



ただし、休憩時間は食事の時間や疲労の回復を目的としているため、過度に細かく分断すると目的の達成が難しくなります。与えるタイミングや時間数の設定に注意しましょう。

生産性向上のための活用法

労働時間が6時間を超えなければ、法律上、休憩時間を与える必要はありませんが、たとえば6時間連続して勤務すると、休憩がな

いことで疲労の蓄積や、空腹による生産性の低下が想像されます。

また、法律上は問題のない、次のような休憩の与え方にも留意する必要があります。

【労働時間】

9時～12時	休憩 60分	13時～18時
--------	-----------	---------

この場合、午後の労働時間中に休憩はなく、5時間連続の勤務となります。一般的に、人の集中力が持続する時間は長くても2時間といわれていますので、集中力がとぎれた状態で仕事を続けることにもなりかねません。

こうした場合、たとえば次のように休憩を設けることで、集中力の低下を防止し、午後の勤務の生産性を向上させることもできます。

【労働時間】

9時～12時	休憩 45分	12時45分 ～15時	休憩 15分	15時15分 ～18時
--------	-----------	----------------	-----------	----------------

事故防止等のために、午前と午後に各10分の休憩を設けている製造現場や建設業がよくあります。ホワイトカラーも同様の休憩の設定を検討し、生産性向上を目指してはいかがでしょうか。

労働基準監督署が事業所の調査を行うときには、労働基準法で定める休憩時間を与えているかどうかの確認が行われ、与えていないときは是正勧告が行われることがあります。この機会に休憩時間を確認し、問題があればその改善に向けて取り組んでいきましょう。